

第4回景観計画策定委員会意見と対応について

(1) 資料の修正について

※事務局で再度見直しを行ったものとなります。

No.	箇所	対応等	内容
1	全体	修正	→「根室中標津空港」※ANA が使用している名称を「中標津空港」に修正。
2	p 1 I-1 景観計画策定の背景、I-2 景観計画の目的	修正・加筆	→中標津の景観計画は、数多くの既存の活動団体の実践が基盤であることを明記するため、背景2として「町民を中心とした活動団体による取り組みが増え、多様化しました」を追加。 →その他、適宜文言を修正。
3	p 2 I-3 景観計画及び景観条例の位置づけ	修正	→景観計画は、第6期総合発展計画に基づいた計画であること、様々な協働のまちづくりの延長に本計画の景観まちづくりがあることを踏まえて、図などを修正。
4	p 4～5 3) 河川 4) 植生	修正	・記載箇所を河川⇔植生で変更。
5	p 5 4) 植生	修正	→①中標津町の植生の概要として、地勢の影響で水平分布があること。 →②特筆すべき植物（在来種など）について言及。 →③各植生環境の概要を再整理。写真の追加。
6	p 9 囲み記事引用文	修正	→「かつては道内広く見ることができたが、」
7	p 26、27、38 計根別	修正	・計根別及びその他の集落区域→「計根別市街地及びその他の集落区域」に統一
8	p 29 全区域共通の景観形成基準) 敷地外構・緑化修景	追加	→⑤国道・道道をはじめとした景観形成上重要な道路に面して太陽電池発電設備を設置する場合は、水平投影面積に関わらず植樹などで修景すること。また、同設備は、設置方位を考慮しつつ植樹箇所から十分な後退距離を設けた地点に設置すること。
9	p 33、34 自然・農村景観区域) 開発行為等	追加	→③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。
10	p 42 届出に係るフロー	修正	→現状の審議体制を考慮し、審査の流れを含む届出フローを修正。

(2) 資料への追加、要望等

No.	意見	対応等	内容
1	p 6 動物 【魚類・水生生物】 掲載されている写真が見づらく、在来種と外来種が混在しているようだ。	修正	→在来・外来が混在していたので、在来種のみ写真の記載に修正。 →写真を差し替え大きくし、記載。 →カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイの文言を追加。
2	p 8 2) 格子状防風林（北海道遺産） 世界農業遺産に匹敵するぐらいの価値がある、などの文言にしてはどうか。	修正	→「世界農業遺産」については、関係する機関との連携や同制度に対する理解の成熟もこれからという段階であるため、中標津町では現時点で「世界農業遺産」を目指すことを想定しておりません。そのため、「遺産」という文言は町の姿勢として混同を招くおそれがあるため、景観計画では用いずに格子状防風林の価値の高さを表現しました。
3	p 27～ 各区域別景観形成 【景観審議会より】 8つの地区が目指す景観形成の目標を分かりやすく表現した方が、どのような景観形成を行うのか理解しやすい。	修正	→町全体、各8つの景観形成地区で目指す景観形成の目標をキャッチとして表現。 →区域の前にキャッチを示すようにした。 例： 1)「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成 →開陽台周辺区域
4	p 28 太陽電池の設置基準・オイルタンクや室外機などへの配慮事項は記載があるため、太陽電池発電設備の設置の仕方についても何か記載があってもいいのではないかと。建物の屋上に架台を作り、太陽電池を乗せるのは、景観上いかがなものかと感じている。	追加	→③オイルタンクや室外機等の建築物に付属する設備や、太陽電池発電設備に付属する変圧器等は、道路やその他公共空間から極力目立たない位置とし、又は目隠しをする等配慮すること。 ④太陽電池発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と密着させること。 ⑤太陽電池発電設備を陸屋根に設置する場合は、パラペットの高さ以下とするか、最上部をできるだけ低くし建築物と一体化させ、端部より後退させた位置とし、又は目隠しをする等配慮すること。 ⑥アンテナ類は共同化、集約化させること。 ④周辺景観に違和感を与える原色の使用は極力避けること。アクセント色等で使用する場合は、数や使用面積、色彩相互の

			調和に配慮すること。 ⑦敷地内の施設等の統一感に配慮し、近隣の建築物等や周辺環境にも調和した色彩に配慮すること。 ⑨太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 ⑩パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ⑪パネルのフレームの色彩は、できるだけパネル部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
5	p 29 敷地外構・緑化修景 ・野付半島など海側から持ち込まれた土のある場所で海浜植物が見られたり、元々の自生種ではないコウリントランポポが増えたりしている。 自生種をきちんと守るような場所がどこかに1箇所でもあった方がいいのではないか。	追加	→ p 26 取組イメージ（緑のネットワーク）、p 50 に「郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備」と追記。
6	p 38 マップ（下） 地元の人では東武佐とは言わない。上武佐や中央武佐という呼び方をしている。	修正	・武佐→中央武佐 ・東武佐→上武佐
7	p 44 届出対象行為 ・（３）指定が想定される公共施設（例）に、河川、道路、防風林に加えて公園を入れてはどうか。例として丸山公園を勧めたい。	追加	→公園の文言を追加。 例に「丸山公園」を追加。
8	p 46 推進方策 ・田園環境という言葉があるが、地域的に田んぼもないためこの地域に馴染まない。	修正	→ご指摘ありがとうございます。 →地域の環境に合わせた適切な表現が必要であることから「田園環境」→「農村環境」に変更。

◇景観まちづくりワークショップ（8月25日開催）を受けた資料修正、追加等

No.	意見	対応等	内容
1	p 25 景観計画の全体像 p 26 景観まちづくりの進め方	修正、追加	●景観まちづくりワークショップ(8月25日開催)で出された意見を受けて、構成等を変更。 →連携が考えられる団体名称を追加。 →既存の景観まちづくり団体を母体に、連携した活動や組織化を図っていく考え方を修正・加筆。
2	p 45 景観整備機構の指定に関する基本的事項	追加	→景観法の枠組みの中で指定が可能となる景観整備機構や景観協議会の指定に向けて、「景観まちづくり準備協議会」を設置しながら協働の景観まちづくりを実践する基本的な考え方等を追加。
3	p 46 景観まちづくりの考え方	修正、追加	→景観まちづくりの考え方を加筆。その他、図等を修正。
4	p 47～景観まちづくりの推進方策 p 53～中標津型景観整備機構（仮称）に向けた景観まちづくり活動のステップアップ p 56～町民の多様な視点を取り入れる景観まちづくりの形成	修正、追加	→p47～現在の団体で進めていく方策として整理。 →p53～活動団体がつながり・連携し、景観まちづくり準備協議会の設立していく流れとして整理。 →p54～整備機構による景観まちづくりを行う考え方として、構成を変更。

(3) 今後の参考となる意見等

No.	意見	対応等	内容
1	p 29 太陽光 ・ 2,000 m²のソーラーパネルだとそれなりの面積を占めることになり、少なからず景観に影響するものと感じる。	—	→北海道の景観条例において、太陽電池発電設備の面積が 2000 m²以上の場合は届け出が必要と定められています。その考え方を採用し、中標津町の届出基準としています。 町の既存条例では、敷地面積が 10,000 m²で事業用の太陽電池発電設備を設置する場合において届出を出してもらうようにしている。水平投影面積 2000 m²まで数値を引き下げするため、届出基準自体は既存条例よりも制限する整理を行いました。
2	p 44 景観重要公共施設 ・ 標津川の河川整備に関わる話題で、大切にされている樹木が切られる心配があった。景観計画は大事な資源を守るための役割や効果があるのか。	—	→景観法に基づく景観計画として、資源を守る役割や効果があると考えています。 公共施設であれば各管理者と協議しながらですが、景観重要公共施設として位置付けることで守ることができ、周りの市町村にも景観に力を入れていることを周知することができるものと思います。
3	p 44 景観重要公共施設 ・ 建物を復元した場合は、景観重要公共施設を示す(3)に該当するのでしょうか。	—	→復元の場合でも地域で重要な景観資源として認知されている場合は、景観重要建造物の指定対象となります。
4	p 44 景観重要公共施設 ・ (3)で指定が想定される公共施設(例)と項目があるが、可能であれば、景観重要公共施設(例)と項目名を変更することが可能か。	—	→さまざまな公共施設の中から、各施設の管理者とも協議を経て景観重要公共施設として指定する流れになるため、(3)についてはあくまで指定が想定される公共施設の例として記載している点をご了承いただきたい。

5	p 46～ 推進方策 ・ はじめて見た方は、推進方策案について良し悪しの判断がしづらい。 策定委員会とは別に、景観まちづくりワークショップを開催し、ワークショップのなかで内容の検討や確認を行ってはどうか。その後、策定委員会場で承認する形になるといい。	—	→さまざまな公共施設の中から、各施設の管理者とも協議を経て景観重要公共施設として指定する流れになるため、(3) についてはあくまで指定が想定される公共施設の例として記載している点をご了承いただきたい。 →8月25日(木)に景観まちづくりワークショップを開催。その結果を推進方策に反映させています。
6	p 46～ 推進方策 ・ 景観まちづくりの取り組みは、町民や活動団体、自分達でやらなきゃならないと決心することだと思う。町民の皆さんに「やろう」と、納得してもらうことが一番スムーズではないか。	—	→貴重なご意見をありがとうございます。是非、町民の皆さん、活動団体、事業者、行政の協働で景観まちづくりを進めていければと思っています。
7	p 46～ 景観整備機構 ・ 景観整備機構というものは、どういう組織、立ち位置になるのか。 例えば、理事長の設置や事務所が必要、行政も一部助成などで関係しながら運営されていくものなのか。	—	→貴重なご意見をありがとうございます。 現段階ではまだそこまでの整理は進んでいないが、今後この機構がどういう形がいいのか、それぞれまた各団体との話し合いの中で決めていきたい。 いずれにしても、将来的に景観を考える部分でいくと、行政だけでは限界があり、景観整備機構などの中立組織と協力しながら協働で景観づくりを進めていくことができる組織というものを目指したいと思っています。
8	全体 無電柱化の考え方 ・ 中標津でも現状は電柱が設置されている状態だが、今後、町として無電柱化していくような考えはあるか。	—	→景観を考える上で電柱はすごく重要な要素と考えています。 国の交付金の中でも無電柱化の事業があるが、予算がつきにくいことや、事業件数の上限が決まっていることなどから、無電柱化が進んでいないのが現状です。 ただ、良好な景観形成を進めるうえで、無電柱化の必要性は認識しており、あとは、事業化についてどうしていくか今後も検討していきたい。